

役員及び事務局職員の災害補償規程

(目 的)

第 1 条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款施行規則第 31 条の規則に基づき、本会の役員（理事、監事、顧問、相談役）及び事務局職員（正規の契約職員を含む）が、会務を遂行するために傷害を被った場合、加入している損害保険により賠償するため、次のとおり定める。

(保険金の支払い)

第 2 条 賠償に係る保険金の支払いについては、傷害等の程度にかかわらず、加入している保険の約款に従うものとする。また、賠償限度額は支払い保険金を限度額とする。

(補 償 内 容)

第 3 条 補償内容は、次のとおりとする。

- (1) 保険種類……普通傷害保険
- (2) 保険期間……1 年間
- (3) 補償内容……死亡・後遺障害 10,000 千円
 入院日額 5,000 円
 通院日額 なし
- (4) 保険特約 管理下中
- (5) 対象役職員 理事・監事・事務局職員

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。